

横田・基地被害をなくす会 NEWS

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 TEL&FAX：042-542-5625 E-mail：yokota_nakusukai@yahoo.co.jp

6月27日・設立総会開催～横田基地の 基地被害根絶に向けて、新しい運動を始めよう！

2010年6月27日、昨年12月13日に解団した横田基地飛行差し止め訴訟団の闘いを引き継いで、「横田・基地被害をなくす会」が設立された。横田基地による基地被害（騒音、大気汚染、危険や不安など）から周辺住民を守るための運動を行い、より多くの被害住民を結集させた裁判闘争も見越した活動がスタートした。



役員を代表して—決意を新たに

横田・基地被害をなくす会 代表 浅野太三

りがとうございました。

その後、即座に新組織発足の準備に取り掛かり、本年6月27日に昭島市民会館公民館において、「横田・基地被害をなくす会」の設立総会を開催することができました。

総会では2010年度の活動方針案、予算案、規約案等を討議～決定すると共に、代表＝浅野太三、副代表＝島田清作・青山秀雄・大沢豊、会計＝白崎順子、会計監査＝志村敏雄・浜崎保、事務局長＝福本道夫、事務局次長＝渡辺悦男・塚本秀男・篠原一匠の各役員を選出・確認しました。

私達は、設立総会の決定方針を実現・実行するに当たり、従来の運動のよい点・修正点も踏まえ、会員の皆さん、支援くださる諸団体・個人の皆さんの協力を得て、「静かな夜を返せ」のスローガンを基本に、横田基地による被害をなくすために、役員一同力を合わせて頑張る覚悟です。

会員の皆様、この酷暑の中でのご活躍、大変御苦労さまです

1976年に「静かな夜を返せ」をスローガンに提訴し

た横田基地公害訴訟を引き継ぎ、1994年に横田基地飛行差し止め訴訟を立ち上げ、地裁、高裁、最高裁と、先輩達と共に闘いを進めてきました。

2009年4月10日の最高裁不当判決を受け、私達は訴訟団の本部役員会を開き、今までの経過を振り返り、反省点を話し合う中で、今後も継続した活動をする事と次の訴訟準備に取り組むことを基本とした新組織を発足することを前提として、横田基地飛行差し止め訴訟団の解団を確認しました。

昨年12月に開催した解団式は、会員、弁護士、今までご支援いただいた多くの諸団体・個人、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の皆様の参加で盛大に実施することができました。長い間、誠にあ

写真で見る活動報告



▲ 4/27 ピースウォークの基地案内



▲ 5/15 日米軍事再編・基地強化と闘う全国連絡会第4回総会



▲ 5/16 普天間基地包囲行動（厚木爆同提供）



▲ 辺野古海岸：鉄条網を越えると米軍基地（5/17）



▲ 5/17 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議より
辺野古／ヘリ基地反対協にカンパを渡す



▲ 7/30 なくす会
メンバーの沖縄
国際大学・普天
間基地ヘリ墜落
現場視察。右▶
はKC130とヘリ
が駐機している
普天間基地





▲ 7/29 普天間基地爆音訴訟控訴審判決前集会



▲ 7/29 普天間基地爆音訴訟控訴審判決結果を示す弁護団（普天間爆音訴訟団提供）



▲ 7/30 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議第2回総会（宜野湾市）

8/2 普天間爆音訴訟団支援・連帯集会（東京・水道会館）



▲ 8/2 集会で講演を行う伊波洋一 宜野湾市長



▲ 8/3 普天間爆音訴訟団東京行動・国会前座り込み支援

普天間爆音訴訟高裁判決支援～全国基地爆音訴訟原告団連絡会議第2回総会に参加して

沖縄県普天間基地爆音訴訟の判決言い渡しは、7月29日、福岡高裁那覇支部で行われた。それに合わせて、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の第2回総会が開催され、本会から浅野代表、青山副代表、福本事務局長と私（島田）の4人が沖縄を訪問した。その様子をかいつまんで報告したい。

この訴訟は、2002年10月に提訴され2008年6月に1審判決があり控訴していたもので、午後7時から翌朝7時までの離着陸と、昼間の居住地へ65 d B(A)以上の騒音の到達を差し止めるよう求めたもので、静かな生活を願う住民にとって当たり前の要求である。

この日の判決は、爆音被害に対する損害賠償請求は認めたものの、飛行差し止めについては、「日本国は米軍の管理運営を制約し活動を制限することはできないから、原告が国に対して、その支配権の及ばない第三者の行為の差し止め請求を請求することは失当であり棄却」、「将来の損害賠償は、請求権として不適格、不適法であるので却下」というもので、基地被害の根本的解決を願う住民の思いとは程遠いものだった。

一方、①普天間飛行場周辺に居住する原告らが航空機騒音により受ける精神的苦痛の程度はかなり高く、特に沖縄国際大学への米軍ヘリコプター墜落事故によって、米軍機の墜落への恐怖は現実的なものとなり、周辺住民の精神的苦痛が増大している。

②これに対し、国は、抜本的な騒音対策を講じて違法状態を解消していない上、未だ環境基準の基準値も達成していない。

③1996年に合意された騒音防止協定では、午後10時以降の飛行は原則として制限されているが、最近では「運用上の所用のため必要」との理由で午後11時までの飛行が常態化している。これに対し国は、騒音防止協定を遵守させ実効あるものにするための適切な措置をとっておらず、騒音防止協定は事実上、形骸化している。

④米国では飛行場周辺にはクリアゾーンが設定されているが、普天間ではクリアゾーンに属すべき地域に学校、病院等の施設が存在しており、そのため普天間は「世界一危険な飛行場」と称されている。（編注：クリアゾーン＝人々が生活しては

いけない地域）

⑤普天間飛行場には、ヘリコプターやプロペラ機が常駐しているため低周波音が含まれることにより著しい精神的苦痛を増大させている。（編注：低周波による騒音被害を認めたのは、基地訴訟では初めて。）

などと述べて国の責任を厳しく追及し、慰謝料額の算定について、一審の倍額（W値75区域・月当たり換算6000円、80W区域・12000円）が相当であると判決した。（編注：普天間基地周辺にはW値75と80しか存在しない。ちなみに、横田・厚木・小松・新嘉手納の4つの訴訟の損害賠償額（月額）判決は、W値75区域が3000円、80区域が6000円である。）

また、国の「基地騒音が判っていて周辺に転居してきた人がいる」（危険への接近論）という主張に対しても、「沖縄本島中部地域で普天間飛行場や嘉手納飛行場の影響を受けずに居住できる地域は限られている。住民は地縁上、血縁上、あるいは生活上、職業上やむを得ず普天間周辺に転居したもので、国は抜本的対策も自ら定めた騒音基準も達成せず、住民の責任を問うのは筋違いで理由にならない」と斥けた。

これらによっても、基地爆音についての国の責任がいかに重大か明らかである。判決後、我々は防衛省沖縄防衛局長を訪ね、普天間基地を即時閉鎖し撤去するよう申し入れた。

翌30日には、宜野湾市で全国連絡会の総会が開催され、普天間は勿論、嘉手納（沖縄県）、厚木（神奈川県）、小松（石川県）、岩国（山口県）、そして横田の各基地訴訟団・訴訟準備会の関係者が参加した。

当会事務局長である福本道夫さんの司会で始まった全体会では、「対等な日米関係、米軍再編や在日米軍基地の在り方の見直し」を掲げて誕生した民主党政権が国民を欺き、自民政権以上に対米追従に走っていることを許すことはできない。私たちは国の姿勢を正し、基地・爆音被害を絶滅し、次代を背負う人々に平和で静かな環境を引き継ぐために、連帯と団結の絆をしっかりと固めて闘っていこう」という基調報告が提案された。

その後、①政策要求、②爆音訴訟の進め方、③

反基地運動の在り方 の3つの分科会に分かれて
討論を行った。

また、宜野湾市長の伊波洋一さんが記念講演を
された。伊波さんは、普天間基地がいかに危険か、
その基地を抱えた市政がどんなに困難かを具体的
に示しながら、地方自治体が真正面から基地に異
議をとねえ、基地提供の違憲性、違法性を問うて
いくことの重要さを熱っぽく話された。

沖縄の人々は怒っている。

東京の我々も、共に怒り立ち上がらなければ、と、
心の底から思った沖縄行であった。

(島田清作＝横田・基地被害をなくす会 副代表)

以下はその後の動き：判決のあった週が明けた8
月2日・3日、普天間爆音訴訟団が高裁判決を踏ま
えて、政府・関係省への要請行動を行うために上京
した。また、要請行動だけでなく、国会前座り込み、
全水道会館での支援集会、国会周辺ビラまき等も
行われ、全国連絡会のメンバーをはじめ支援者の
皆さんが多く集まり、盛大な行動となった。なお、
この2日間の行動には、当会から10名が参加した。

その後、8月11日に原告のうち10名が飛行差し
止め等を求めて最高裁に上告したが、国が上告を
断念をしたために損害賠償については確定した。

今現在、新嘉手納と普天間が最高裁上告中とな
っている。

横田基地の子どもたちの犯罪 …裁判を傍聴する

7月21日午後、東京地裁立川支部で、「横田基
地軍人家族の少年らによる往来妨害－傷害事件」の
裁判を傍聴した。日米安保地位協定にかかわる裁
判で、合議の301号法廷にはTVの取材も入り、
38の傍聴席はほぼ埋まった。

事件のあらまし

昨年8月13日夜、起訴された少年を含む4名
の横田基地の米軍人の家族が、基地に隣接する武
蔵村山市の道路にロープを渡して交通を妨害、仕
事帰りの23歳の女性がスクーターで通りかかり、
転倒し頭蓋骨骨折などの重大な被害を受けた。少
年たちは発見者を装って警察に通報し、ウソの住
所氏名を告げて基地内に逃亡、のちに逮捕された。
検察は年長の少年1人だけを起訴し、3人につい
ては裁判権を放棄した。

法廷への出入りの際には遮蔽物で隠され、少年
の顔は見えない。米軍関係者と通訳が法廷内に席
を占めている法廷だった。

被告側弁護人の主張

4時間の長丁場だったが、終始被告側が「押し
ている」という印象が残った。

少年は転任で横田に着任した母親（大尉）につ
いてきたばかりで、他の少年たちと親しくはなかつ
た。他の3人は、現場近くで往来妨害のいたずら
や盗み、万引きを常習的に行っていた。

少年は彼らの友人になったばかりで、常習性は
なかった。少年だけが起訴されたのは、著しく公
平性を損ねる起訴である。

周辺住民と裁判の行方

被告弁護人は、終始他の3人の非行歴を指摘し
続けた。少年は、近く軍への入隊が予定されている。

公訴棄却と4人そろっての家裁差戻し、そしてそ
の間隙に少年の帰国－入隊という構図を狙ってい
るのだろうか？

それにしても、道路に工事現場から運んできた鉄
板を敷き、二人でロープを持って車が急停車する
のを楽しみ、金属の粉を道路に撒いて遊ぶ等、く
りかえされた危険な遊びを、現場近くの警察や住
民はなぜ放置してきたのだろうか？なぜ私たちはこ
うした問題を知らずにきたのだろうか？そんな思い
にもとらわれていった。

なぜ裁判権を放棄？

国側（検察）の裁判権放棄の決定は解せないも
のである。少なくとも検察は国から「放棄」の指
示ないし了解を受けているはずである。「横田の子」
ならこれで済むという前例になるとしたら、被害
者を再び生む可能性がある。

電柱にロープを縛ろうと発言したのは少年だつ
たという。他の3人は一気にエキサイトし、車が
ロープを切るところ、近くの自動販売機がどうな
るか見たい、と期待に胸おどらせたという。

事件から逃れた少年が入隊し、イラクやアフガン
に送られる様子を想像した。横田基地周辺で愉快犯
的な行動をくりかえすことと、戦場に行っても同じ
動機から人を殺すこととの距離はあるのか？（『テ
ント村通信』から転載）なお、第二回公判は8月
9日に開かれた。起訴された少年の母親は、証人
尋問で「息子はよい子だ」という弁明をくりかえ
していた。

第3回公判は9月17日午前10時から、東京
地裁立川支部。被害者の意見陳述（文書）が行わ
れる予定である。注目を！（加藤克子＝立川）

追悼 天満康司さん(59 歳)

横田基地飛行差し止め訴訟団・事務局次長

横田・基地被害をなくす会準備会・事務局

十年余にわたる運動の大黒柱よ、ありがとう。安らかに眠ってください。

去る7月28日早朝、康司（やすじ）さんが永眠された。別離を自覚された数日前からご家族や友人と最後の対面を気丈になされ、葬儀形式の意向も自ら示された後の、御自宅での臨終だった。5月に医師より膵臓ガンと診断されて入院後、壮絶に近い闘病の中わずか2ヶ月余の最期であった。当日夜お会いした、黒髪をフサフサさせた彼の顔は、どこか明るく見えて「さよならな」と語りかけているようで、私は涙をふいた。

康司さんは、1951年生まれで享年59才。徳島県那賀郡（現阿南市）の出身で、大学卒業後、（株）沖電気八王子営業所（現在は、沖セミコンタクト）に就職。入社後に会社側の「指名解雇」と闘うなど、波乱な会社人生を送られてきていた。

彼が横田基地飛行差し止め訴訟団事務局員になったのは、故福本龍蔵さんが団長だった頃の1998年3月でした。以来、ほぼ週一回のペースで訴訟団事務所（昭島市美堀町）に通われた。当時は、事務局体制が崩壊寸前だったり、弁護団との関係がギクシャクしたりするなど、難局の連続であった。隔週の事務局会議定例化、原告名簿の整理、原告陳述書作成サポート（原告アンケートと聞き取りを元に、文案を作成する大変な労苦を伴った）、機関紙『静かな夜と空を返せ』の定期発行と発送・配布、散乱していた数百の支援団体個人リストの整理とデータ化、二次訴訟の準備など多忙を極めながら訴訟団事務局の再建と土台形成に奔走された彼の姿がくっきりと目に浮かびます。法廷前後の集会や総会では、いつも司会を引受けられ、笑顔で周囲に気配りされておられる訴訟団団結の要の役柄も果たされていた。また、10回を数えた「横田・大空まつり」の事務局長を長く務められ、テント、机調達、舞台の設営などと、全て彼の指示だった。以降、訴訟は体制を整えて闘い、地裁（03年）、高裁（08年）、最高裁（09年4月）判決において、飛行差し止め請求こそ実現出来なかったも



の、「爆音は違法、損害賠償勝訴」との判決を確定させ、後発の全国基地裁判をどれほど励ましてきたかは測り知れません。また、嘉手納、普天間、岩国、厚木、三沢などとの現地訪問交流にはいつも彼がいて、次は在韓米軍基地を訪問して現地交流してこよう、と話していただけに、実現を見ず残念で仕方ありません。

康司さんの最後の取り組みとなったのは、『訴訟団15年の歩み』（09年12月発行 80ページ冊子）の編集長の仕事でした。裁判闘争の全過程をまとめるという大変な作業だったに違いありません。今にして想えば、病魔と闘う中での作業であり、胸が痛んでならない。09年・年末の訴訟団解散以降も、「横田・基地被害をなくす会準備会」の役員として奮闘され、数千人の新原告団結の抱負を語られていたことが、昨日のような気がしてくる。

他方、康司さんは韓国問題に造詣が深いことでも知られていた。『人物と思想』なるお堅い韓国月刊雑誌にも自らハングルを駆使して原稿を寄せるなどされていたほどだ。通訳不要な韓国旅行やハングル書物で知り得た労働や反戦、南北統一運動の論争や情勢をよく紹介してくれていた。

残されたご家族に謹んで哀悼の意を表すと共に、彼の遺志を継ぐことを約束をして追悼文とします。

（横田・基地被害をなくす会 事務局次長 塚本秀男）

天満康司さん「お別れ会」

9月12日（日）15時～16時30分

会場 日野市勤労青年会館ホール＝
豊田駅北口徒歩1分（042-586-6251）

会費 2000円（平服でお越し下さい）

語る会 同日 17時～19時

会場 酒屋「なか・那花」（「お別れ会」
会場近く 042-581-8351）

会費の振り込み先

当面、以下の口座振り込むか、役員にお渡しください。

①ゆうちょ銀行 店番008 普通預金（口座番号）6875225

名義：横田・基地被害をなくす会

②ゆうちょ銀行 記号10040 番号68752251 名義：横田・基地被害をなくす会

③中央労働金庫立川支店 店番282 普通預金（口座番号）1074068

（会員枝番号90002-000） 名義：横田基地飛行差し止め訴訟団 浅野

※年内にも郵便振り替えができるよう検討中です。

※年会費は、個人2000円、団体1口2000円（何口でも可）

※会計年度は、4月1日～翌年3月31日

※会費の減免希望者は本部役員か事務所に連絡ください。

事務局員，専門部員募集

実務を行う事務局員の手が足りません。さまざまな事務作業の手伝いが可能な方はお知らせください。例えば、ニュースの作成，発送，ホームページの作成，騒音資料の収集～まとめ，会員募集チラシの配布，写真撮影などです。基本的にはボランティアですが，交通費などは実費を検討中です。

空いている時間だけでも，アイデアだけの提供でも結構です。

緊急の連絡先

横田・基地被害をなくす会の事務所は，まだ常駐体制をとっていません。そのため，本誌P1の電話（事務所）は，留守電かFAXとなります。ご用の方は留守電に連絡先電話番号・お名前を録音してください。

また，お急ぎの方は，事務局・福本（TEL042-544-9703，携帯090-4951-0800）までご連絡ください。

「天覧」試合と言えば，あの有名な1959年6月25日の巨人・阪神戦の長嶋のサヨナ

天欄

訴訟高裁判決の前日。そして，普天間控訴審判決は，P4-5の島田さんの報告にあるよ

うホームランを思い出す方が多くいるのではないだろうか（年齢の高い方のみの話か？）。もちろん，天皇観戦の試合に他ならないが，ここでは言う「天」は去る7月28日に亡くなられた「天満さん」を表している。つまり，天満さんに与えられたコーナーである。

亡くなった天満さんなら何と言うか。故人は「そんなことは思っていないよ。言わないよ。」と言うかもしれないが，想像して，様々なことに対しもの申してみたい。

とはいうものの，本来なら，このニュース発行は天満さんをお願いしたかった仕事で，きっと「なんでこんなに発行が遅れるのか。」と，あちらの世界でやきもきしていることが窺われる。天満さんの亡くなられた7月28日は普天間爆音

うに，「一歩前進」であり，日本政府の責任を厳しく問う内容でもあった（しかし，被害の根源を除去するための飛行差し止めは認められなかった）。日本の裁判所は「三権分立」とは名ばかりで，政府・行政に対して実効性のある命令内容を含んだ判決を出したためしがない。

また，「疑わしきは罰せず」の精神の刑法は良しとしても，公害裁判の場合は「疑わしきは差し止める」とすべきだろう。公害裁判では，被害とその原因の因果関係を立証するまで公害が放置されるために，被害が拡大しているケースが多い。法律を変えるべきなのか，裁判所の姿勢を変えることで判決が変えられるのか…。

このところ停滞していた基地訴訟判決の変化の兆しを感じさせる普天間判決だった。（M）